

リサイクルステーション

- ◇と き 10月6日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
- ◇と ころ 市役所駐車場 ※雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します。
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く) ⑥牛乳パック(内側にアルミはくがついている物は回収しません) ⑦使用済み食用油[(事業所などの方は、酒井商店(可児市鳩吹台・TEL 65-3211へ)] ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
※古着は、①東南アジアへ衣料品として輸出 ②工場のぞうきんとして利用 ③綿の原料としてリサイクルされているため、回収する物を限らせていただきます。
※各自で必ず分別してきてください。

「名義貸し」 ～被害者のつもりが 実はクレジット会社を 欺く犯罪行為に～



消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111

最近、資金繰りに困った販売店が顧客の名義を借りて架空の販売実績をでっち上げるといって、「クレジットの名義貸しトラブル」が増加しています。

なじみの販売店から、「悪いようにならないから」「迷惑はかけないから、名前だけ貸して」と頼まれて、安易に名義を貸すことからトラブルが発生しています。販売店が客の代わりに支払いをしているうちは問題は発覚しませんが、倒産した時に「名義貸し」のトラブルが表面化してきます。

消費者は、困っている販売店を助けた善意のつもりでありますが、実はクレジット会社を欺く犯罪行為に手を貸していることに気づいてほしいと思います。

◇相談

クレジット契約の基礎的な知識を身につけ、今後の被害の未然防止に役立たせるために事例を紹介いたします。

◇処理

契約内容は、平成8年から4回のクレジット契約をしており、そ

の都度、前の残金を新規の契約に組み込むという約束を販売店としていました。しかし、ローンの組み換えはされておらず、すべての残金は残ったままになっていて、倒産寸前まで呉服店が返済していたことがわかりました。

受け取っていない着物について、早速クレジット会社に返済を止める手続きをするように助言しました。現在は、破産管財人と交渉中です。

※クレジット契約とは…

- ①購入者が、クレジット会社とあらかじめ契約を結んでいる販売業者(この場合、呉服店)から指定商品(この場合、呉服)を購入する。
- ②その際にクレジット会社が、販売業者に対してその商品の代金を一括して支払う。
- ③購入者は、その代金に相当する額(利息含む)を2カ月以上にわたリ、かつ、3回以上に分割してクレジット会社に支払う。

消費者への

アドバイス

- 名義貸しは、何かトラブルがあった時に「名前を貸しただけ」という理由はとおりません。自分自身が契約したことになるのです。
- 名義貸しは、クレジット会社を欺く犯罪行為であると肝に銘じましょう。
- 契約は慎重にして、書面をよく確認しましょう。